

理事、監事及び評議員に対する報酬に関する規則

第1条 理事及び監事については定款第26条に基づき、評議員については定款第13条に基づき、いずれも無報酬とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月22日理事会議決)